

2 部・同好会規定

1 部・同好会活動の意義

部・同好会活動は、学年や学級の所属を離れて、興味や関心を同じくする者同士が集まって活動することにより、個性の伸長、情操の陶冶、協力の精神の涵養及び心身の健全な発達を図るとともに、友情を深め、学校生活をより豊かにし、社会生活の充実に役立てようとするものである。

2 部・同好会活動の目標

- (1) 心身の健康を増進し、個性の伸長を図る。
- (2) 健全な趣味や豊かな情操を育て、余暇を利用する態度を養う。
- (3) 自主性を育てるとともに、集団生活において積極的に協力する態度を養う。

3 部・同好会活動の努力点

- (1) 集合を敏速にし、放課後の限られた時間を有効に活用する。下校時間をきちんと守る。
- (2) 活動が円滑に行われるように、準備や後始末をしっかりする。
- (3) 毎日の活動について十分反省し、次の活動に備える。
- (4) 健康安全に注意し、事故防止に努める。

4 部・同好会の結成

同好会を結成したいときには、活動の意義・目標をよく理解し、「同好会結成願」に必要事項を記入し、「部・同好会係」に提出する。次の条件をすべて満たしている場合、生徒総会（代議員会）、職員会議の承認を得、校長決済を経て同好会の結成が認められる。

(1) 結成の条件

- | | | |
|----------------|----------|----------|
| ①学校の性格（校風）との適合 | ⑤安全性 | ⑨同好会の継続性 |
| ②教育的価値 | ⑥施設設備の確保 | |
| ③生徒の発達段階への適合 | ⑦指導教師の有無 | |
| ④地域社会の実情 | ⑧活動する生徒数 | |

(2) 活動経費

部・同好会は、生徒会予算から活動援助金を受けることができる。

(3) 部への昇格

同好会発足以来3年以上継続して活動し、成果が十分あがった場合は、部への昇格を要求することができる。生徒総会（代議員会）、職員会議の承認を得、校長の決済を経て昇格が認められる。

5 部・同好会の活動停止・廃部

- (1) 部は部員不足等の理由で活動ができなくなった場合、1年の活動停止期間を経て、その翌年から活動を再開することができる。しかし、その翌年にも活動ができないときは廃部となり、再び活動するときは同好会からやり直す。
- (2) 同好会は、1年の活動停止期間をもつことはできず、ただちに廃止となる。

6 部・同好会の入・退部方法

部・同好会に入部を希望する者は、「部・同好会入部許可願」に必要事項を記入し、担任を経て顧問教師に提出する。

退部するときは、「部・同好会退部許可願」を提出し、許可を受ける。

7 部・同好会の活動

(1) 活動時間

活動時間は、原則として次のとおりとする。ただし、大会前2週間（平日のみ）に限り活動時間を延長することができる。（延長時間は1時間で、冬期間のみ）

時間外練習（延長）の仕方については、「部・同好会時間外活動許可願」（様式9）に必要事項を記入し、参加者全員の「保護者承諾書」（様式3）を添えて、「部・同好会係」→「生徒指導部」→「教頭」の順に承諾を得る。始業前の活動についても、同様の手続きを取り、活動することができる。ただし、授業前の練習時間は7：00～始業5分前までとし、顧問同席の時に限る。

月～金	夏（3～10月）	19：00まで
	冬（11～2月）	18：00まで
土・日・祝	午前または午後の半日 ※顧問同席の時に限り、17：00まで活動できる	